

農林水産商工常任委員会提出資料

(平成25年11月27日)

項目

ページ

- 2 社会福祉法人やずに係る緑の産業再生プロジェクト事業の
検証結果について

【県産材・林産振興課】 1

社会福祉法人やずに係る緑の産業再生プロジェクト事業の検証結果について

平成25年11月27日
県産材・林産振興課

社会福祉法人やず（以下「法人」）から社会福祉法に基づく改善措置命令に対する改善措置状況報告書が提出されました。また、法人に係る緑の産業再生プロジェクト事業（以下「緑プロ事業」）の執行状況を検証しましたので、その結果及び今後の対応について報告します。

1 社会福祉法人やずの改善措置状況報告書の提出について

社会福祉法に基づく改善措置命令（平成25年9月4日付けで発出）で求めていた報告書が、社会福祉法人やずから11月5日に提出されました。（別紙「社会福祉法人やずの改善措置状況報告書の提出について」）

2 緑プロ事業執行上の問題点の検証結果

(1) 法人

○八頭総合事務所（以下「事務所」）からの指導に基づき、福祉保健部所管事業（介護基盤緊急整備事業）の補助対象部分を緑プロ事業の補助対象経費から除外すべきであったが、当該部分を含めた補助金交付申請書及び実績報告書を提出していた。

(2) 県及び八頭町

① 事務所のチェック体制

○補助金交付申請前の事前協議において、事務所担当者は、法人に対して、他の補助金を併用する際には事業費を切り分けるよう指導を行っていたが、補助金の交付決定時に指導事項の確認を失念していた。

○事前協議での指導事項を事務所内で共有していなかったため、不適切な申請を是正できないまま交付決定をしてしまった。

② 森林・林業総室（以下「本庁」）と事務所の連携

○本庁担当者は、事業主体及び市町村を対象に開催した事業説明会において、補助金を併用する際には事業費を切り分ける必要があることを説明していた。

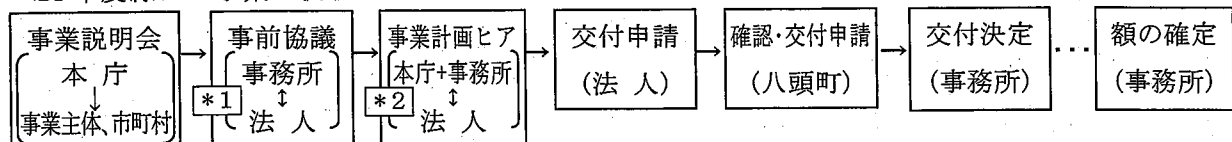
○本庁担当者は、事業計画ヒアリング（事務所担当者同席）において、本施設に他の補助金が併用されることを把握していたが、事業費が切り分けられた申請となっているかを事務所に対して確認していなかった。

③ 補助金執行上の体制

○事前協議において、事務所担当者が八頭町との連携を十分に行わないまま、直接、法人に対して指導していたこと、八頭町役場内で福祉保健部署との連絡調整が行われていなかったことから、八頭町担当者は他の補助金が併用されることを知らないまま事務処理を行っていた。

○本庁担当者は、事業計画ヒアリングで把握した他の補助金の併用について、関係課（福祉保健部）との連絡調整を行っていなかった。

<21年度緑プロ事業の流れ>



*1は[法人↔八頭町↔事務所]、*2は[法人↔八頭町↔本庁+事務所]と、八頭町を介して実施すべきであった。

3 今後の対応

① 事務所内における情報共有の徹底

市町村や事業主体との協議内容等について、組織内での情報共有を徹底し、内部けん制機能の強化を図ります。

② 本庁と地方機関の情報共有を徹底

事前協議、申請、実績報告等の各段階での指導事項、問題点等について、情報データベースの活用等により、本庁と地方機関で情報を共有することを徹底します。

③ 市町村及び関係課との連携を強化

県、市町村の担当者を対象にした担当者会議を開催し、補助事業の指導事項に対する認識を共有するとともに、市町村と連携した事業主体への指導を徹底します。

複数の補助金が活用されることが把握できるよう申請書等の様式を改善するとともに、事前協議段階から関係課と連携して確認を行います。

④ 補助事業の検査・執行体制

林業関係の補助事業について、検査を含め執行体制（県の直接補助、または間接補助事業）の見直しが必要と認識しています。

社会福祉法人「やず」の改善措置状況報告書の提出について

行政監察・法人指導課
平成25年11月7日

以下のとおり、社会福祉法人「やず」から改善措置状況報告書が提出されましたので、報告します。

1 改善措置状況報告書の概要

- (1) 提出年月日 平成25年11月5日(火)
(2) 報告内容

事実（不適正事案の要約）	改善命令事項	法人からの回答（要約）
<p>○関連会社甲との賃貸借契約</p> <ul style="list-style-type: none"> 理事長が自己所有地を関連会社甲に500万円で売却(平成22年2月10日)後、法人負担で当該地の一部を駐車場に造成。造成後、法人は関連会社甲と高額な土地の賃貸借契約を締結。 このまま10年間、関連会社甲に賃借料を支払い続けると、総額2,520万円となる。 法人は、元々、関連会社甲は当該地の地上権を有していたため、底地所有権の取得代金(500万円)のみを基準として賃借料を高額と判断すべきでない主張。 <p>支出総額:609万円(月額21万円×29月(平成23年3月～H25年7月))</p>	<p>1 理事長自身も取締役で理事長の親族である副理事長(当時、評議員)が代表取締役を務める関連会社甲と締結した土地の賃貸借契約について、施設整備の計画から賃貸借契約に至った経緯に不透明な点が多く、当該賃貸借契約の締結に関して、著しく高額な賃借料が設定されるなど、適正かつ妥当な契約締結とは言い難いので、賃借料の金額を見直すなど適正かつ妥当な契約内容に改めること。</p> <p>また、この契約締結によって法人に損害が発生していると考えられるため、法的な措置も含めて損害を回収する方策を検討すること。</p> <p>更に、このような賃貸借契約を締結するに至った役職員の責任を明確にすること。</p>	<p>○県の指摘に対する法人の見解</p> <ul style="list-style-type: none"> 本事案に対する県の指摘は、誤解に基づくものと思料される。 理事長が借地権者を無視して当法人に直接売却する方式や無償或いは安価で貸す方式は、法的的に実現不可能な案である。 <p>○賃貸借契約の締結の経過</p> <ul style="list-style-type: none"> 本件土地の権利全体(底地所有権と地上権)を取得するには多大な費用を要する。 理事長に特に安価で甲に底地を売却してもらい、法人の負担が最低限抑えられるよう賃貸借の方式をとった。 <p>○賃貸借契約の見直しと損害の回復</p> <ul style="list-style-type: none"> 賃借料が著しく高いという事実はないが、不動産鑑定の結果、適正額は契約額に対して7割相当との結果が出たので、契約金額を見直し30%減額して11月1日より月額20万円を月額14万円に改定する。 本件契約により法人に損害は発生していない。 <p>○役職員の責任</p> <ul style="list-style-type: none"> 理事長の責任問題が生ずることはないと考えられる。 なお、あらぬ嫌疑を回避すべく理事長は関連会社甲の取締役を辞任し、甲の代表取締役でもある副理事長は法人の理事を辞任した。
<p>○関連会社丙に対する実態の不明な食材加工代金の支出</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成18年以降、法人は、給食食材調達業務を関連会社丙に集約して一定割合(10～15%)を乗じた額を「加工費用」として支払っている。 食材には加工できない調味料等の食材が多数含まれる一方、魚介類、肉類、野菜など加工できるような食材も含まれていたが、誰が、いつ、どこで、どのように加工したのか不明。 業務委託契約書も無く、契約締結の経緯、業務内容も不明であり、長期に法人の負担を伴う案件でありながら、業務委託を認めた理事会議決もない。 <p>支出総額:21,702,077円(平成18年4月～平成24年12月)</p>	<p>2 理事長の親族でもある副理事長(当時、評議員)が取締役を務める関連会社丙に対する業務委託において、少なくとも一部の加工不可能なものに実態のない加工料の支払いが、法人に対して請求されており、適正かつ妥当な業務委託とは言い難い。</p> <p>この業務委託によって、法人に損害が発生していると考えられるが、法的な措置も含めて損害を回収する方策を検討すること。</p> <p>また、関連会社丙と法人が取引を行うに至った経緯を検証し、併せて役職員の責任を明確にすること。</p>	<p>○食材加工の実態</p> <ul style="list-style-type: none"> 実態のない加工代金については、関連会社丙から返還の意志を確認した。 関連会社丙より、加工料として契約しているが、その他として仕分け作業、事務手数料、運搬費等の人件費に相当額かかっていると申し出があった。 <p>○損害の回収</p> <ul style="list-style-type: none"> 加工実態のない加工料については、損害賠償請求をする。 手数料支払いと加工実態を厳正に検証するとともに、関連会社丙の申し出についても検証して請求額を検討する。 <p>○役職員の責任</p> <ul style="list-style-type: none"> 私印を押印し、理事会議決も得ていない覚書には疑義がある。このような行為は、法人に損害を与えた疑念があり、専務理事の責任は重たい。 当時の専務理事に対する損害賠償請求を検討するが、副理事長は無給で関連会社丙の経営には関与しておらず、責任はないものと思われる。 <p>○今後の取引改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 早急に契約を見直し、食材の加工条項を削除し、加工料手数料が発生しないようにするとともに、公募等による取引先の選定等の改善を図る。

事実（不適正事案の要約）	改善命令事項	法人からの回答（要約）
<p>○施設整備補助金の補助対象外経費への充当</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人は八頭町北山の小規模特別養護老人ホーム及び小規模多機能型居宅介護支援施設の建設の際、厚生労働省補助金を活用したが、補助対象外経費の備品購入費に補助金が充当されている。 また、林野庁と厚労省の補助金を同時に申請して受給しているが、自己財源の記載欄に齟齬があるなど補助金の執行に不明な点がある。 <p>小規模多機能型居宅介護支援施設厚生労働省補助金:26,250千円</p>	<p>3 平成22年度に行った施設整備の補助事業について、2つの補助事業を同時に実施しているが、補助金の申請や実績報告書において、補助金ごとに財源内訳の異なる内容の記載があったり、補助対象外経費に補助金が充当されているなど、補助事業の実施に疑義がある。</p> <p>については、各関係機関と協議を行い、適切な対応を図ること。</p>	<p>○補助対象外経費に充当した経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> 町及び県の指導のもと、確認を取りながら、町の指示どおり補助事業を行ってきたもので、意図的に不適正な行為を行ったものではない。 <p>○補助金の返還</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関(町)の返還命令に従い返納することを町に回答した。
<p>○経理区分間貸付金の未清算</p> <ul style="list-style-type: none"> 新施設(北山の2施設)の建設資金及び新施設運営費を経理区分間貸付金で調達したが、本来、年度内清算すべき貸付金の清算の目途が立っていない。 <p>未清算額:3億5千万円</p>	<p>4 年度内清算ができていない多額の経理区分間貸付金があるので、早期清算を図ること。</p> <p>また、現在、赤字基調である新施設(小規模多機能型施設)の施設経営に関して、法人として具体的な対応策と今後のあり方について報告すること。</p>	<p>○経理区分間貸付金の清算計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 黒字施設の経理区分間繰入金で貸付金額を減少させ、履行可能な償還年限として最大15年を設定して計画的に償還する。 小規模多機能型施設については、黒字化の目途が出てきている。
<p>○不適正な現金支出等</p> <p>①不適正な現金支出(69万円)</p> <p>記念品代の名目で主に工事の請負業者、設計業者などに現金が渡されている。</p> <p>②利用実態が不明なタクシーチケットの使用</p> <p>日々の業務においてタクシーチケットの利用実績があるが、利用目的、利用者が不明で法人業務との関連が不透明な利用実態がある。</p> <p>総額337,180円(総数84件(平成19年～平成24年))</p>	<p>5 不適正な現金支出及び不明なタクシーチケットの利用実態があるので、支出の内容と根拠を明確にし、その詳細を報告するとともに、不適正な支出については、その回収を図ること。</p>	<p>○不適正な現金支出</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査の結果、50万円分は工事請負業者等であり、不適正支出と認定の上、回収した。 ※50万円の内訳 工事請負業者2社:40万円(各20万円)、設計業者2社(各5万円) 19万円分は、適正支出と認められるので返還は求めず、領収書等を頂いた。 ※19万円の内訳 版画寄贈者1名:10万円(21枚相当)、土地提供者3名:6万円(各2万円)、筆耕料1名:3万円 <p>○不適正なタクシーチケットの利用</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査の結果、一部は法人業務との関連が確認できたが、理事長使用分について解明できなかったものがある。 理事長使用分は、理事長から返還の申し入れがあり、既に返還を受けた。 <p>返還額:281,590円</p>
<p>○総括</p> <p>土地賃借料をはじめ不適正な事案が散見され、理事会の統治機能や監事の監査機能並びに評議員会の牽制機能が働いておらず、杜撰で不適正な法人の運営実態が認められた。</p>	<p>6 理事長及び理事並びに監事は、このような法人運営に至った責任の所在を明確にするとともに、役員を選任も含め、早急に理事会及び監事機能の充実及び強化を図ること。</p> <p>また、法人運営を適正化するために理事長親族の関連会社との取引関係を抜本的に見直すこと。</p> <p>更に、評議員会の牽制機能についても再点検を行い、必要な見直しを行うこと。</p>	<p>○役職員の責任の所在と責任の追及</p> <ul style="list-style-type: none"> 理事長においては、事態を重く受け止め、法人運営の最高責任者として、責任を明確にする。 理事7名のうち4名が交代、監事3名のうち2名が交代する。 評議員の16名のうち3名が交代する。 <p>【理事長】</p> <ul style="list-style-type: none"> 弁明機会の付与通知を受けた際、既に理事長の自発的申し出により3ヶ月分の報酬(減給30%)を減給済であり、責任を明確にした。 改善の促進と適正な法人運営の早期実現に全力を尽くすため続投するが、改善と適正化の目途が見えたら出处進退を検討する。 <p>【副理事長】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今回疑義が生じた責任をとり、8月12日付けで理事辞任届けを提出、8月18日に辞任。 <p>【常務理事】</p> <ul style="list-style-type: none"> 不適正な現金支出があった責任をとり、会計責任者を辞任(8月18日)し、任期満了(11月7日)をもって理事を退任する。

(3) 改善に向けた課題について

ア 関連会社との土地賃貸借

- ・法人が主張する関連会社甲の地上権が有効に成立しているかどうか検証する必要がある。
- ・今回報告された不動産鑑定書の内容を確認して、賃借料の改定額の適正性を検証する必要がある。
- ・理事長に特に安価で甲に底地を売却してもらい、法人の負担が最低限抑えられるよう賃貸借の方式をとったとされるが、賃貸借によって法人負担が最低限に抑えられているのかどうか、検証する必要がある。

イ 食材加工代金の返還請求

- ・食材加工の実態をはじめ、契約書(覚書)の締結の経緯等、事案そのものの実態解明が不十分である。
- ・加工代金については、法人として関連会社丙と当時の専務理事に対して損害賠償請求を検討することとしているが、具体的な請求内容が不明。

ウ 補助金返還

- ・今後、町と連携しながら補助金返還の事務手続きを進めて行く必要がある。

エ 役職員の責任の明確化

- ・それぞれの個別の不適正事案について理事会及び役職員の関与の度合いが解明されておらず、役職員の責任の明確化と責任の所在が十分に検証できていない。

2 今後の対応について

今回の報告内容を精査して、実態解明が不十分と判断される点、命令に対する改善が不十分な点等について、再度、期限を付して改善措置状況報告の再提出を求める予定。

平成25年11月 5日

鳥取県知事
平井伸治様

社会福祉法人 やす
理事長 山根英明



改善措置命令に対する報告について

平成25年9月4日付鳥取県達第201300091550号にて改善措置命令があった事項1から6について改善措置状況報告書のとおり報告いたします。

責任は重たい。よって、平木専務(当時)へも、損害賠償の請求を検討している。

また、やずふれあい市場の取締役だった副理事長は、無給で当社経営には全くかかわっていないため、責任はないものと思料します。

4. 今後の取引改善について

本契約を早急に見直し、食材の加工条項を削除し、加工料手数料が発生しない契約に変更を考えています。

更に、出来る限り早い段階に、公募等による取引先の選定等を図って改善を図って行きます。

3 平成22年度に行った施設整備の補助事業について、2つの補助事業を同時に実施しているが、補助金の申請や実績報告において、補助金ごとに財源内訳の異なる内容の記載があったり、補助対象外経費に補助金が充当されているなど、補助事業の実施に疑義がある

については、各関係機関と協議を行い、適切な対応を図ること。

1. 当法人としては、八頭町、鳥取県の指導をいただき、確認を取りながら、町の指示どおり補助事業を行ってきたものであり、意図的に不適正な行為を行ったものではありません。

2. 関係機関である八頭町へ、9月2日と9月25日に文書を提出し協議の申し込みをいたしました。10月1日、八頭町より「現在協議中でありしばらく待ってください。方針が決まったら連絡します。」と回答をいただきました。10月24日、八頭町より、補助金について返納の意思確認がありました。

当法人としては、関係機関(町)の返還命令に従い返納することを回答しました。

4 年度内清算ができていない多額の経理区分間貸付金があるので、早期清算を図ること。

また、現在、赤字基調である新施設(小規模多機能型施設)の施設経営に関して、法人として具体的な対応策と今後のあり方について報告すること。

1. 御庁より指導をいただき、施設間の繰入による返済期間の見直しを、当法人全体の収支予想もたて返済計画を作成しました。

小規模多機能型居宅介護施設きたやまについては、利益の出ている施設から繰入をして、返済期間をいずれも15年に計画。小規模特別養護老人ホームについては、今後の収支予想に基づき、それぞれ15年と14年に計画しました。詳細は下記の通りです。

No.	施設名(借主施設)	施設名(貸主施設)	経理区分間貸付金	償還年数
1	通所介護事業所 すこやか	介護老人保健施設 すこやか	5,000,000	4
2	通所介護事業所 すこやか	特別養護老人 ホームすこやか	16,000,000	5
3	小規模多機能型居宅 介護施設きたやま	介護老人保健施設 すこやか	61,308,845	15
4	小規模多機能型居宅 介護施設きたやま	特別養護老人 ホームすこやか	102,990,793	15
5	小規模特別養護老人 ホームきたやま	介護老人保健施設 すこやか	90,189,361	15
6	小規模特別養護老人 ホームきたやま	特別養護老人 ホームすこやか	82,009,207	14
7	居宅介護支援事業所 すこやか	介護老人保健施設 すこやか	0	24年度 完済
8	居宅介護支援事業所 すこやか	通所介護事業所 すこやか	0	24年度 完済
合 計			357,498,206	

(収支予想、貸借対照表、返済計画書添付資料4-1)

上記の返済計画は、各施設の現状と今後の予想から資金収支予想を全施設3年間作成し、施設間の繰入を実施しても当法人の運営に問題ないと判断し計画を作成しました。

繰入資金を支出する施設の特別養護老人ホームすこよかの資金収支は、毎年9百万円の繰入資金の支出を行っても単体で最終当期利益を毎年24百万円程度計上可能である。また、当

